

○厚生労働省令第八十一号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項の規定に基づき、薬事工業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

厚生労働大臣 舛添 要一

薬事工業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令

第五号様式を次のように改める。



附 則

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。